

令和6年度 第7回福岡地方最低賃金審議会

資料目次

- 資料 1 福岡地方最低賃金審議会第53期委員名簿
- 資料 2 地域別最低賃金の全国一覧
- 資料 3 令和6年度最低賃金改正審議状況（福岡）
- 資料 4 福岡県の最低賃金改正の推移
- 資料 5 令和6年度 各都道府県別特定最低賃金改定額（業種別）
- 資料 6 令和6年度 各都道府県別特定最低賃金改定額（県別）
- 資料 7 令和6年度 最低賃金広報実施状況
- 資料 8 令和6年度リーフレット「福岡県の最低賃金」
- 資料 9 最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業実施状況
- 資料 10 福岡県特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数（推計値）
- 資料 11 令和6年度福岡地方最低賃金審議会開催日程表（実績）

【令和7年度福岡県特定最低賃金の改正意向表明】

- 資料 12 日本基幹産業労働組合連合会福岡県本部
（製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業）
- 資料 13 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会福岡地方協議会
（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）
- 資料 14 全日本自動車産業労働組合総連合会福岡地方協議会
（輸送用機械器具製造業）
- 資料 15 全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟福岡県支部
（百貨店、総合スーパーマーケット）
- 資料 16 ホンダ販売労働組合ホンダモビリティ九州支部
（自動車（新車）小売業）

福岡地方最低賃金審議会 第53期委員名簿

(五十音順) (令和5年4月1日任命)

区分	氏名	現職
公益代表委員	おお っぼ とも ひろ 大 坪 知 弘	弁護士
	おお っぼ みのる 大 坪 稔	九州大学大学院経済学研究院 教授
	たか た あすか 高 田 亜朱華	弁護士
	ひら い ざわ こ 〇平 井 佐和子	西南学院大学 法学部 教授
	まる たに こう すけ 丸 谷 浩 介	九州大学大学院 法学研究院 教授
労働者代表委員	かわ むら とし あき 河 村 敏 昭	全国ユニオン 全国一般福岡地方本部 書記長
	こ じん たけ し 小 陳 武 志	全日本自治団体労働組合福岡県本部 副執行委員長
	なが しま よし あき 長 嶋 良 昭	UAゼンセン福岡県支部 次長
	の なか あつ し 野 中 篤 志	日本基幹産業労働組合連合会福岡県本部 事務局長
	まつ もと あかね 松 本 茜	NTT労働組合 九州総支部 執行委員
使用者代表委員	い とう ゆう こ 伊 藤 優 子	イオン九州株式会社 人事企画部長
	しょう ざき ひで あき 庄 崎 秀 昭	福岡県経営者協会 専務理事 2
	はつ た ひさし 初 田 寿	福岡県商工会連合会 専務理事 1
	まつ もと きょう こ 松 本 恭 子	福岡県商工会議所連合会 専務理事
	やま ぐち ひろ し 山 口 洋 志	福岡県中小企業団体中央会 専務理事 3

(注) は会長、〇は会長代理である

- 1 令和5年6月30日就任
- 2 令和6年5月21日就任
- 3 令和6年6月21日就任

地域別最低賃金の全国一覧

都道府県名	最低賃金時間額〔円〕		引上げ額	引上げ率 〔%〕	発効年月日
	令和6年度	令和5年度			
北海道	1,010	960	50	5.2	令和6年10月1日
青森	953	898	55	6.1	令和6年10月5日
岩手	952	893	59	6.6	令和6年10月27日
宮城	973	923	50	5.4	令和6年10月1日
秋田	951	897	54	6	令和6年10月1日
山形	955	900	55	6.1	令和6年10月19日
福島	955	900	55	6.1	令和6年10月5日
茨城	1,005	953	52	5.5	令和6年10月1日
栃木	1,004	954	50	5.2	令和6年10月1日
群馬	985	935	50	5.4	令和6年10月4日
埼玉	1,078	1,028	50	4.9	令和6年10月1日
千葉	1,076	1,026	50	4.9	令和6年10月1日
東京	1,163	1,113	50	4.5	令和6年10月1日
神奈川	1,162	1,112	50	4.5	令和6年10月1日
新潟	985	931	54	5.8	令和6年10月1日
富山	998	948	50	5.3	令和6年10月1日
石川	984	933	51	5.5	令和6年10月5日
福井	984	931	53	5.7	令和6年10月5日
山梨	988	938	50	5.3	令和6年10月1日
長野	998	948	50	5.3	令和6年10月1日
岐阜	1,001	950	51	5.4	令和6年10月1日
静岡	1,034	984	50	5.1	令和6年10月1日
愛知	1,077	1,027	50	4.9	令和6年10月1日
三重	1,023	973	50	5.1	令和6年10月1日
滋賀	1,017	967	50	5.2	令和6年10月1日
京都	1,058	1,008	50	5	令和6年10月1日
大阪	1,114	1,064	50	4.7	令和6年10月1日
兵庫	1,052	1,001	51	5.1	令和6年10月1日
奈良	986	936	50	5.3	令和6年10月1日
和歌山	980	929	51	5.5	令和6年10月1日
鳥取	957	900	57	6.3	令和6年10月5日
島根	962	904	58	6.4	令和6年10月12日
岡山	982	932	50	5.4	令和6年10月2日
広島	1,020	970	50	5.2	令和6年10月1日
山口	979	928	51	5.5	令和6年10月1日
徳島	980	896	84	9.4	令和6年11月1日
香川	970	918	52	5.7	令和6年10月2日
愛媛	956	897	59	6.6	令和6年10月13日
高知	952	897	55	6.1	令和6年10月9日
福岡	992	941	51	5.4	令和6年10月5日
佐賀	956	900	56	6.2	令和6年10月17日
長崎	953	898	55	6.1	令和6年10月12日
熊本	952	898	54	6	令和6年10月5日
大分	954	899	55	6.1	令和6年10月5日
宮崎	952	897	55	6.1	令和6年10月5日
鹿児島	953	897	56	6.2	令和6年10月5日
沖縄	952	896	56	6.3	令和6年10月9日
全国加重平均額	1,055	1,004	51	5.1	—

令和6年度最低賃金改正審議状況（福岡）

		特定最低賃金				
地域最低賃金	特定最低賃金	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	百貨店、総合スーパーマーケット	自動車（新車）小売業
		R 6 . 6 . 1 7	R 6 . 6 . 2 7	R 6 . 6 . 2 6	R 6 . 6 . 2 6	R 6 . 7 . 1
産別最賃改正決定申出日	-	特定最賃改正決定の必要性の諮問 R 6 . 7 . 2 9 運営小委員会 R 6 . 6 . 1 0（関係労使意見聴取、必要性ありの報告決定） 特定最賃改正決定の必要性の答申 R 6 . 8 . 2 1（改正決定の必要性・有：製鉄、電子、輸送用、百貨店、自動車） R 6 . 8 . 2 1				
特定最賃改正決定の必要性の審議	-					
改正決定の諮問	R 6 . 7 . 5					
第1回専門部会（合同会議）	R 6 . 7 . 2 9	R 6 . 9 . 1 3（電子、百貨店） R 6 . 9 . 1 7（製鉄、自動車） R 6 . 9 . 2 4（輸送用）				
第2回専門部会	R 6 . 7 . 3 1	R 6 . 9 . 2 7 【最初の金額提示】 労：+ 5 7 円 使：+ 5 1 円	R 6 . 9 . 2 5 【最初の金額提示】 労：+ 6 3 円 使：+ 3 6 円	R 6 . 9 . 2 6 【最初の金額提示】 労：+ 6 2 円 使：+ 3 6 円	R 6 . 9 . 2 0 【最初の金額提示】 労：+ 6 0 円 使：+ 4 8 円	R 6 . 9 . 2 0 【最初の金額提示】 労：+ 4 2 円 使：+ 9 円
第3回専門部会	R 6 . 8 . 5	R 6 . 1 0 . 1 （全会一致・専決）	R 6 . 1 0 . 3	R 6 . 9 . 3 0	R 6 . 9 . 2 6	R 6 . 9 . 2 5
第4回専門部会 / 第5回専門部会（最賃答申日）	R 6 . 8 . 8 / R 6 . 8 . 9 (R 6 . 8 . 9)		R 6 . 1 0 . 7 （全会一致・専決）	R 5 . 1 0 . 8 （全会一致・専決）	R 6 . 1 0 . 1 （全会一致・専決）	R 6 . 9 . 2 7 （全会一致・専決）
審議会令第6条第5項の適用		有	有	有	有	有
異議申出の状況	有	無	無	無	無	無
最低賃金 時間額	9 9 2 円	1, 1 0 6 円	1, 0 7 1 円	1, 0 8 1 円	1, 0 0 0 円	1, 0 6 6 円
引上額	5 1 円	5 3 円	5 2 円	5 2 円	5 5 円	3 8 円
時間額引上率	5 . 4 2 %	5 . 0 3 %	5 . 1 0 %	5 . 0 5 %	5 . 8 2 %	3 . 7 0 %
効力発生年月日	R 6 . 1 0 . 5	R 6 . 1 2 . 1 0	R 6 . 1 2 . 1 0	R 6 . 1 2 . 1 0	R 6 . 1 2 . 1 0	R 6 . 1 2 . 1 0

福岡県の最低賃金改正の推移

福岡労働局

時間	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	引上率	額	引上率	額	引上率	額	引上率	額	引上率	額	引上率	額	引上率	額	引上率	額	引上率	額	引上率	額
福岡県 最低賃金	743	2.20%	765	2.96%	789	3.14%	814	3.17%	841	3.32%	842	0.12%	870	3.33%	900	3.45%	941	4.56%	992	5.42%
	C		C		C		C		C		C		C		C		B		B	
	16		22		24		25		26		示さず		28		30		40		50	
	±0		±0		±0		±0		+1		+1		±0		±0		+1		+1	
発効日	H27.10.4		H28.10.1		H29.10.1		H30.10.1		R元.10.1		R2.10.1		R3.10.1		R4.10.8		R5.10.6		R6.10.5	
鉄鋼業 製鋼・製鋼庄 延業、鋼材 製造業 最低賃金	881	1.85%	903	2.50%	927	2.66%	950	2.48%	975	2.63%	976	0.10%	980	0.41%	1,010	3.06%	1,053	4.26%	1,106	5.03%
	16		22		24		23		25		1		4		30		43		53	
	118.57%		118.04%		117.49%		116.71%		115.93%		115.91%		112.64%		112.22%		111.90%		111.49%	
	H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R元.12.10		R2.12.10		R3.12.10		R4.12.10		R5.12.10		R6.12.10	
電子部品・子バ イ、電子回 路、電気機器 具、情報通信機 器具製造業 最低賃金	837	1.95%	857	2.39%	881	2.80%	905	2.72%	926	2.32%	927	0.11%	947	2.16%	977	3.17%	1,019	4.30%	1,071	5.10%
	16		20		24		24		21		1		20		30		42		52	
	112.65%		112.03%		111.66%		111.18%		110.11%		110.10%		108.85%		108.56%		108.29%		107.96%	
	H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R元.12.10		R2.12.10		R3.12.10		R4.12.10		R5.12.10		R6.12.10	
輸送用機械 器具製造業 最低賃金	860	1.90%	880	2.33%	902	2.50%	923	2.33%	944	2.28%	改正なし		957	1.38%	987	3.13%	1,029	4.26%	1,081	5.05%
	16		20		22		21		21		改正なし		13		30		42		52	
	115.75%		115.03%		114.32%		113.39%		112.25%		110.00%		110.00%		109.67%		109.35%		108.97%	
	H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R元.12.10		R元.12.10		R4.12.10		R4.12.10		R5.12.10		R6.12.10	
百貨店、 総合小売業 最低賃金	802	1.52%	824	2.74%	846	2.67%	867	2.48%	889	2.54%	改正なし		897	0.90%	改正なし		945	5.35%	1,000	5.82%
	12		22		22		21		22		改正なし		8		改正なし		48		55	
	107.94%		107.71%		107.22%		106.51%		105.71%		103.10%		103.10%		109.67%		109.43%		100.81%	
	H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R元.12.10		R元.12.10		R4.12.10		R4.12.10		R5.12.10		R6.12.10	
自動車 (新車) 小売業 最低賃金	850	1.92%	870	2.35%	892	2.53%	915	2.58%	940	2.73%	941	0.11%	959	1.91%	987	2.92%	1,028	4.15%	1,066	3.70%
	16		20		22		23		25		1		18		28		41		38	
	114.40%		113.73%		113.05%		112.41%		111.77%		111.76%		110.23%		109.67%		109.25%		107.46%	
	H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R元.12.10		R2.12.10		R3.12.10		R4.12.10		R5.12.10		R6.12.10	

令和6年度 各都道府県別特定最低賃金改定額(業種別)

令和6年度 各都道府県別特定最低賃金改定額(製鉄・鉄鋼)

番号	都道府県名		最低賃金の名称	R5年度 特定最賃 額	R6年度 特定最賃 額	引 上 額	引上 率	県最 賃引 上額	県最賃 額 R6	県最賃 額との 差額	県最賃 額との 比率
1	千葉	A	鉄 鋼	1,096	1,147	51	4.65%	50	1,076	71	106.6%
2	大阪	A	鉄 鋼	1,066	1,120	54	5.07%	50	1,114	6	100.5%
3	山口	B	鉄 鋼・非鉄金属	1,064	1,116	52	4.89%	51	979	137	114.0%
3	兵庫	B	鉄 鋼	1,065	1,116	51	4.79%	51	1,052	64	106.1%
5	広島	B	鉄 鋼	1,064	1,114	50	4.70%	50	1,020	94	109.2%
6	愛知	A	鉄 鋼	1,059	1,111	52	4.91%	50	1,077	34	103.2%
7	大分	C	鉄 鋼	1,053	1,106	53	5.03%	55	954	152	115.9%
7	福岡	B	鉄 鋼	1,053	1,106	53	5.03%	51	992	114	111.5%
9	和歌山	B	鉄 鋼	1,050	1,103	53	5.05%	51	980	123	112.6%
10	岡山	B	鉄 鋼	1,050	1,102	52	4.95%	50	982	120	112.2%
11	北海道	B	鉄 鋼	1,030	1,100	70	6.80%	50	1,010	90	108.9%
12	茨城	B	鉄 鋼	1,046	1,098	52	4.97%	52	1,005	93	109.3%
13	島根	B	鉄 鋼	1,034	1,092	58	5.61%	58	962	130	113.5%
14	群馬	B	鉄 鋼	1,017	1,067	50	4.92%	50	985	82	108.3%
15	宮城	B	鉄 鋼	1,003	1,059	56	5.58%	50	973	86	108.8%
16	青森	C	鉄 鋼	992	1,045	53	5.34%	55	953	92	109.7%
17	岩手	C	鉄 鋼・金属製品	949	1,008	59	6.22%	59	952	56	105.9%
18	神奈川	A	鉄 鋼	874	874	0	0.00%	50	1,162	-288	75.2%
19	東京	A	鉄 鋼	871	871	0	0.00%	50	1,163	-292	74.9%
20	三重	B	鉄 鋼	739	739	0	0.00%	50	1,023	-284	72.2%

令和6年度 各都道府県別特定最低賃金改定額(電気機械)

番号	都道府県名		最低賃金の名称	R5年度 特定最賃 額	R6年度 特定最賃 額	引上 額	引上 率	県最賃 引上額	県最賃 額 R6	県最賃 額との 差額	県最賃 額との 比率
1	大阪	A	電気機械	1,068	1,127	59	5.52%	50	1,114	13	101.2%
2	埼玉	A	電子部品	1,055	1,105	50	4.74%	50	1,078	27	102.5%
2	千葉	A	電気機械	1,055	1,105	50	4.74%	50	1,076	29	102.7%
4	京都	B	電気機械	1,025	1,074	49	4.78%	50	1,058	16	101.5%
5	福岡	B	電気機械	1,019	1,071	52	5.10%	51	992	79	108.0%
6	栃木	B	電気機械	1,008	1,056	48	4.76%	50	1,004	52	105.2%
6	群馬	B	電気機械	1,006	1,056	50	4.97%	50	985	71	107.2%
8	兵庫	B	電気機械	1,002	1,053	51	5.09%	51	1,052	1	100.1%
9	茨城	B	精密機械・電気機械	1,002	1,052	50	4.99%	52	1,005	47	104.7%
10	滋賀	B	精密機械・電気機械	1,003	1,050	47	4.69%	50	1,017	33	103.2%
11	北海道	B	電気機械	997	1,049	52	5.22%	50	1,010	39	103.9%
12	山梨	B	電気機械	997	1,047	50	5.02%	50	988	59	106.0%
13	広島	B	電気機械	995	1,045	50	5.03%	50	1,020	25	102.5%
14	静岡	B	電気機械	997	1,042	45	4.51%	50	1,034	8	100.8%
15	愛媛	B	電気機械	987	1,038	51	5.17%	59	956	82	108.6%
15	徳島	B	電気機械	983	1,038	55	5.60%	84	980	58	105.9%
17	山口	B	電気機械	986	1,032	46	4.67%	51	979	53	105.4%
17	長野	B	精密機械・電気機械	983	1,032	49	4.98%	50	998	34	103.4%
19	三重	B	電気機械	987	1,031	44	4.46%	50	1,023	8	100.8%
20	香川	B	電気機械	982	1,030	48	4.89%	52	970	60	106.2%
21	岡山	B	電気機械	974	1,025	51	5.24%	50	982	43	104.4%
22	宮城	B	電気機械	959	1,012	53	5.53%	50	973	39	104.0%
23	石川	B	電気機械	963	1,008	45	4.67%	51	984	24	102.4%
24	新潟	B	電気機械	1,005	1,005	0	0.00%	54	985	20	102.0%
25	富山	B	電気機械	951	1,002	51	5.36%	50	998	4	100.4%
26	山形	C	電気機械	945	996	51	5.40%	55	955	41	104.3%
26	佐賀	C	電気機械	943	996	53	5.62%	56	956	40	104.2%
26	大分	C	電気機械	941	996	55	5.84%	55	954	42	104.4%
26	熊本	C	電気機械	940	996	56	5.96%	54	952	44	104.6%
30	島根	B	電気機械	929	987	58	6.24%	58	962	25	102.6%
31	岩手	C	電気機械	917	975	58	6.32%	59	952	23	102.4%
32	青森	C	電気機械	927	968	41	4.42%	55	953	15	101.6%
33	岐阜	B	電気機械	965	965	0	0.00%	51	1,001	-36	96.4%
34	鳥取	C	電気機械	906	963	57	6.29%	57	957	6	100.6%
35	秋田	C	電気機械	930	958	28	3.01%	54	951	7	100.7%
36	愛知	A	電気機械	901	901	0	0.00%	50	1,077	-176	83.7%
37	奈良	B	電気機械	891	891	0	0.00%	50	986	-95	90.4%
38	神奈川	A	電気機械	890	890	0	0.00%	50	1,162	-272	76.6%
39	福島	B	電気機械	880	880	0	0.00%	55	955	-75	92.1%
40	長崎	C	電気機械	864	864	0	0.00%	55	953	-89	90.7%
41	福井	B	電気機械	857	857	0	0.00%	53	984	-127	87.1%
42	鹿児島	C	電気機械	842	842	0	0.00%	56	953	-111	88.4%
43	宮崎	C	電気機械	831	831	0	0.00%	55	952	-121	87.3%
44	東京	A	電気機械	829	829	0	0.00%	50	1,163	-334	71.3%
45	高知	C	電気機械	793	793	0	0.00%	55	952	-159	83.3%

令和6年度 各都道府県別特定最低賃金改定額(輸送用機械)

番号	都道府県名		最低賃金の名称	R5年度 特定最賃 額	R6年度 特定最賃 額	引上 額	引上 率	県最賃 引上額	県最賃 額 R6	県最賃 額との 差額	県最賃 額との 比率
1	兵庫	B	輸 送 機 械	1,075	1,126	51	4.74%	51	1,052	74	107.0%
2	大阪	A	輸 送 機 械 (自)	1,068	1,119	51	4.78%	50	1,114	5	100.4%
3	埼玉	A	輸 送 機 械	1,055	1,102	47	4.45%	50	1,078	24	102.2%
4	山口	B	輸 送 機 械	1,036	1,088	52	5.02%	51	979	109	111.1%
5	愛知	A	輸 送 機 械	1,028	1,081	53	5.16%	50	1,077	4	100.4%
5	福岡	B	輸 送 機 械	1,029	1,081	52	5.05%	51	992	89	109.0%
7	京都	B	輸 送 機 械	1,028	1,076	48	4.67%	50	1,058	18	101.7%
8	静岡	B	一般機械・輸送機械	1,028	1,073	45	4.38%	50	1,034	39	103.8%
9	栃木	B	輸 送 機 械	1,016	1,064	48	4.72%	50	1,004	60	106.0%
10	滋賀	B	輸 送 機 械	1,016	1,062	46	4.53%	50	1,017	45	104.4%
11	岐阜	B	輸 送 機 械 (自)	1,005	1,057	52	5.17%	51	1,001	56	105.6%
12	群馬	B	輸 送 機 械	1,006	1,056	50	4.97%	50	985	71	107.2%
13	広島	B	輸 送 機 械 (自)	998	1,048	50	5.01%	50	1,020	28	102.7%
14	三重	B	輸 送 機 械	1,022	1,047	25	2.45%	50	1,023	24	102.3%
15	長野	B	一般機械・輸送機械	994	1,043	49	4.93%	50	998	45	104.5%
16	石川	B	輸 送 機 械	1,000	1,040	40	4.00%	51	984	56	105.7%
16	北海道	B	輸 送 機 械	990	1,040	50	5.05%	50	1,010	30	103.0%
18	岡山	B	輸 送 機 械 (自)	991	1,039	48	4.84%	50	982	57	105.8%
19	山梨	B	輸 送 機 械	971	1,029	58	5.97%	50	988	41	104.1%
20	島根	B	輸 送 機 械	970	1,028	58	5.98%	58	962	66	106.9%
21	秋田	C	輸 送 機 械	961	1,020	59	6.14%	54	951	69	107.3%
22	熊本	C	輸 送 機 械	965	1,019	54	5.60%	54	952	67	107.0%
23	山形	C	輸 送 機 械	961	1,012	51	5.31%	55	955	57	106.0%
24	福島	B	輸 送 機 械	954	1,005	51	5.35%	55	955	50	105.2%
25	大分	C	輸送機械(自・船)	951	997	46	4.84%	55	954	43	104.5%
26	富山	B	一般機械・輸送機械	995	995	0	0.00%	50	998	-3	99.7%
27	神奈川	A	輸 送 機 械	855	855	0	0.00%	50	1,162	-307	73.6%
28	東京	A	輸 送 機 械	838	838	0	0.00%	50	1,163	-325	72.1%

令和6年度 各都道府県別特定最低賃金改定額(百貨店、総合スーパーマーケット)

番号	都道府県名		最低賃金の名称	R5年度 特定最賃 額	R6年度 特定最賃 額	引 上 額	引上 率	県最 賃引 上額	県最賃 額 R6	県最賃 額との 差額	県最賃 額との 比率
1	富山	B	百貨店, 総合スーパー	955	1,003	48	5.03%	50	998	5	100.5%
2	山口	B	百貨店, 総合スーパー	948	1,000	52	5.49%	51	979	21	102.1%
2	福岡	B	百貨店, 総合スーパー	945	1,000	55	5.82%	51	992	8	100.8%
4	石川	B	百貨店, 総合スーパー	950	994	44	4.63%	51	984	10	101.0%
5	島根	B	百貨店, 総合スーパー	905	905	0	0.00%	58	962	-57	94.1%
6	和歌山	B	百貨店, 総合スーパー	869	869	0	0.00%	51	980	-111	88.7%
7	熊本	C	百貨店, 総合スーパー	855	855	0	0.00%	54	952	-97	89.8%
8	福井	B	百貨店, 総合スーパー	840	840	0	0.00%	53	984	-144	85.4%
9	岩手	C	百貨店, 総合スーパー	800	800	0	0.00%	59	952	-152	84.0%
10	鹿児島	C	百貨店, 総合スーパー	693	693	0	0.00%	56	953	-260	72.7%

令和6年度 各都道府県別特定最低賃金改定額(自動車小売)

番号	都道府県名		最低賃金の名称	R5年度 特定最賃 額	R6年度 特定最賃 額	引上 額	引上 率	県最賃 引上額	県最賃 額 R6	県最賃 額との 差額	県最賃 額との 比率
1	埼玉	A	自動車小売	1,060	1,089	29	2.74%	50	1,078	11	101.0%
2	福岡	B	自動車(新車)小売	1,028	1,066	38	3.70%	51	992	74	107.5%
3	宮城	B	自動車小売	986	1,036	50	5.07%	50	973	63	106.5%
4	福島	B	自動車小売	960	1,020	60	6.25%	55	955	65	106.8%
5	新潟	B	自動車(新車)小売	997	1,015	18	1.81%	54	985	30	103.0%
6	岩手	C	自動車小売	945	1,004	59	6.24%	59	952	52	105.5%
7	島根	B	自動車(新車)小売	960	1,000	40	4.17%	58	962	38	104.0%
8	大阪	A	自動車小売	993	993	0	0.00%	50	1,114	-121	89.1%
8	広島	B	自動車小売	993	993	0	0.00%	50	1,020	-27	97.4%
10	大分	C	自動車(新車)小売	942	991	49	5.20%	55	954	37	103.9%
11	鹿児島	C	自動車(新車)小売	945	986	41	4.34%	56	953	33	103.5%
12	秋田	C	自動車(新車)小売	938	980	42	4.48%	54	951	29	103.0%
13	兵庫	B	自動車小売	963	963	0	0.00%	51	1,052	-89	91.5%
13	青森	C	自動車小売	923	963	40	4.33%	55	953	10	101.0%
15	愛知	A	自動車(新車)小売	943	943	0	0.00%	50	1,077	-134	87.6%
15	愛知	A	自動車(新車)小売	943	943	0	0.00%	50	1,077	-134	87.6%
17	京都	B	自動車(新車)小売	939	939	0	0.00%	50	1,058	-119	88.8%
18	宮崎	C	自動車(新車)小売	927	927	0	0.00%	55	952	-25	97.4%
19	千葉	A	自動車(新車)小売	922	922	0	0.00%	50	1,076	-154	85.7%
20	奈良	B	自動車小売	892	892	0	0.00%	50	986	-94	90.5%
21	神奈川	A	自動車小売	842	842	0	0.00%	50	1,162	-320	72.5%
22	沖縄	C	自動車(新車)小売	770	770	0	0.00%	56	952	-182	80.9%
23	富山	B	自動車小売	769	769	0	0.00%	50	998	-229	77.1%

令和6年度 各都道府県別特定最低賃金改定額（ 県別）

県	R6年度 県最賃額	業種	R5年度 特定 最賃額	R6年度 特定 最賃額	引 上 額	効力発生日 予定日	と県 の最 差賃 額額	と県 の最 比賃 率額
広島	1,020	鉄鋼	1,064	1,114	50	R6.12.31	94	109.2%
		金属製品	1,002	改正なし	-	-	-	-
		一般機械	1,020	1,070	50	R6.12.31	50	104.9%
		電気機械	995	1,045	50	R6.12.31	25	102.5%
		輸送機械(自)	998	1,048	50	R6.12.31	28	102.7%
		輸送機械(船)	1,030	1,030	0	R5.12.31	10	101.0%
		各種商品小売	903	改正なし	-	-	-	-
		自動車小売	993	改正なし	-	-	-	-
山口	979	鉄鋼・非鉄金属	1,064	1,116	52	R6.12.15	137	114.0%
		電気機械	986	1,032	46	R6.12.15	53	105.4%
		輸送機械	1,036	1,088	52	R6.12.15	109	111.1%
		百貨店	948	1,000	52	R6.12.15	21	102.1%
福岡	992	鉄鋼	1,053	1,106	53	R6.12.10	114	111.5%
		電気機械	1,019	1,071	52	R6.12.10	79	108.0%
		輸送機械	1,029	1,081	52	R6.12.10	89	109.0%
		百貨店	945	1,000	55	R6.12.10	8	100.8%
		自動車(新車)小売	1,028	1,066	38	R6.12.10	74	107.5%
佐賀	956	陶磁器	901	957	56	R6.12.21	1	100.1%
		一般機械	974	1,010	36	R6.12.20	54	105.6%
		電気機械	943	996	53	R6.12.19	40	104.2%
長崎	953	一般機械	875	改正なし	-	-	-	-
		電気機械	864	改正なし	-	-	-	-
		輸送機械(船)	875	改正なし	-	-	-	-
熊本	952	電気機械	940	996	56	R6.12.15	44	104.6%
		輸送機械	965	1,019	54	R6.12.15	67	107.0%
		百貨店	855	改正なし	-	-	-	-
大分	954	鉄鋼	1,053	1,106	53	R6.12.25	152	115.9%
		非鉄金属	1,005	1,053	48	R6.12.25	99	110.4%
		電気機械	941	996	55	R6.12.25	42	104.4%
		輸送機械(自・船)	951	997	46	R6.12.25	43	104.5%
		各種商品小売	716	改正なし	-	-	-	-
		自動車(新車)小売	942	991	49	R6.12.25	37	103.9%
宮崎	952	食品	678	改正なし	-	-	-	-
		電気機械	831	改正なし	-	-	-	-
		各種商品小売	705	改正なし	-	-	-	-
		自動車(新車)小売	927	改正なし	-	-	-	-
鹿児島	953	電気機械	842	改正なし	-	-	-	-
		百貨店	693	改正なし	-	-	-	-
		自動車(新車)小売	945	986	41	R6.12.21	33	103.5%
沖縄	952	食品(糖)	769	改正なし	-	-	-	-
		新聞	879	改正なし	-	-	-	-
		各種商品小売	770	改正なし	-	-	-	-
		自動車(新車)小売	770	改正なし	-	-	-	-

令和6年度 最低賃金広報実施状況

1 地域別最低賃金関係

	実施事項	内容	実施時期
1	報道機関へのプレスリリース	新聞社(14)、テレビ局(7)、ラジオ局(4)	R6.8.9(答申) R6.9.5(官報)
2	福岡労働局ホームページに掲載	トップページ及び重要なお知らせに掲載	R6.8.9(答申) R6.9.5(官報)
3	記者会見	労働局長定例記者会見	R6.10.1
4	各団体の広報誌、ホームページへの掲載依頼(文書)	県(1)、市町村(60)、商工会議所・商工会(73)、法人会(19)、その他団体(67)	R6.9.26~
5	リーフレット、ポスター等の送付、広報誌・ホームページへの掲載依頼(文書)	県、市区町村、商工会議所・商工会、法人会、土業団体、銀行協会等、経営者団体、年金事務所等、大学・高等学校、募集情報等提供事業者、労働関係行政機関・団体等(1200) 過去5年に最賃法第4条第1項違反が認められた事業場(411)	R6.9.30~
6	本省実施広報	最低賃金・賃上げ支援施策のテレビCM 主要駅のポスター掲示	R6.10.1~ R6.9.30~10.8 までの7日間
7	最賃額周知用ゴム印(公用封筒押印用)の配付	局、各署	R6.10.2~
8	合同庁舎共用部分ポスター掲示	合同庁舎内ポスター掲示	R6.10.1~
9	JR九州福岡県内での周知	主要駅以外にポスター掲示 博多駅サイネージ 主要路線電車内中吊り広告掲示	R6.12.2~8 R6.12.1~31 R6.12.3~9
10	ウェットティッシュ配布	福岡県、福岡市、署所にて配布	R7.1.6~

中小企業支援事業(業務改善助成金及びキャリアアップ助成金)の広報のほか、中小企業庁、経済産業省の最低賃金引上げ支援策等についても、あわせて実施

2 特定最低賃金関係

	実施事項	内容	実施時期
1	報道機関へのプレスリリース	新聞社(14)、テレビ局(7)、ラジオ局(4)	R6.11.27
2	福岡労働局ホームページに掲載	トップページ及び重要なお知らせに掲載	R6.11.29
3	各団体の広報誌、ホームページへの掲載依頼(文書)	県(1)、市町村(61)、商工会議所・商工会(67)、法人会(19)、その他団体(67)	R6.10.25~
4	リーフレット、ポスター等の送付、広報誌・ホームページへの掲載依頼(文書)	県、市区町村、商工会議所・商工会、法人会、士業団体、銀行協会等、経営者団体、年金事務所等、大学・高等学校、募集情報等提供事業者、労働関係行政機関・団体等(約1300)	R6.10.25~
5	合同庁舎共用部分ポスター掲示	合同庁舎内ポスター掲示	R6.11.20~

3 広報誌等掲載状況(地域別最低賃金)

	令和5年度			令和6年度(令和7年1月30日現在)		
	広報誌	ホームページ	いずれかの掲載件数(掲載率)	広報誌	ホームページ	いずれかの掲載件数(掲載率)
市町村 県	49 / 61 (80.3%)	59 / 61 (96.7%)	59 / 61 (96.7%)	32 / 61 (52.5%)	47 / 61 (77.0%)	61 / 61 (100%)
・商工会 商工会議所	26 / 73 (35.6%)	67 / 73 (91.8%)	67 / 73 (91.8%)	19 / 73 (26.0%)	61 / 73 (83.6%)	73 / 73 (100%)

件名：福岡県最低賃金の周知広報業務委託

掲出媒体：駅貼り

期間：令和6年12月2日（月）～令和6年12月8日（日）（7日間）

◎姪浜駅



◎香椎駅



◎大野城駅



©ししぶ駅



掲出媒体：中吊り 福岡近郊（博多駅～小倉駅）

期間：令和6年12月3日（火）～令和6年12月9日（月）（7日間）



掲出媒体：デジタルサイネージ 博多駅デジタルツイン（中央改札口）

期間：令和6年12月1日（日）～令和6年12月31日（火）（1か月）





福岡県の最低賃金

福岡県最低賃金は、福岡県内で働くすべての労働者に適用されます。

なお、下記の産業に該当する事業所で働く労働者には、それぞれの「特定最低賃金」が適用されます(但し、適用除外該当者は除きます)。

1時間

効力発生日
令和6年
10月5日

992円



特定最低賃金		効力発生日	適用除外 ※「福岡県最低賃金」が適用となります。
製鉄業、 製鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業	1時間 1,106円	令和6年 12月10日	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・ 電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業	1時間 1,071円	令和6年 12月10日	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う業務のうち、 (イ)組線、かしめ、取付け又は巻線の業務 (ロ)バリ取り、かえり取り又は錆ばり取りの業務 (これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く) ハ 手作業による包装・袋詰め・箱詰め、材料の送給 又は取り揃えの業務
輸送用機械器具製造業 船舶製造・修理業、船用機関製造業、 自転車・同部分品製造業を除く	1時間 1,081円	令和6年 12月10日	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務に主として従事する者
百貨店、総合スーパーマーケット 衣、食、住にわたる各種の商品を一括して小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業員が常時50人以上のもの	1時間 1,000円	令和6年 12月10日	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④倉庫番、包装、袋詰め、場内整理、検品又は容器の洗浄の業務に従事する者
自動車(新車)小売業	1時間 1,066円	令和6年 12月10日	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者

(注) ①最低賃金には次の手当は算入されません。精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金

②特定最低賃金が適用される事業には、当該産業の管理、補助的経済活動を行う事業所(例:本社、支社等)又は管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される純粋持株会社が含まれます。

必ずチェック! 最低賃金! 最低賃金、中小企業の賃金引上げを支援する業務改善助成金等の情報を掲載しています。

最低賃金のこと詳しくはこちら <https://saiteichingin.mhlw.go.jp/>



最低賃金に関するお問い合わせは福岡労働局又は最寄りの労働基準監督署へ



最低賃金制度とはなんでしょう？



A 最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されます。また、最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金があります。



最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方合意の上で定めた場合はどうなりますか？



A 労使合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。



最低賃金の対象となる賃金にはどんなものがありますか？



A 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われている賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
 - ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
 - ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
 - ④ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
 - ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
 - ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 詳しくは、福岡労働局賃金室(092-411-4578)まで。



賃金引上げに向けた各種支援策はありますか？



A 賃金引上げ特設サイトに業務改善助成金他相談窓口等を掲載しています。



公開中!

業種、職種ごとの賃金額や賃金引上げ事例、賃金引上げに向けた各種支援策等の情報を掲載しています。

<https://pc.saiteichingin.info/chingin/>



業務改善助成金はどういった場合にもらえるのですか？



A 中小企業・小規模事業者で、①事業場内で最も低い賃金(※)を一定額以上引き上げ、かつ②生産性向上に資する設備・器具の導入、研修等の業務改善を実施した場合に、その費用の一部を助成します。

※ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

業務改善助成金については、以下にお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター(0120-366-440) 【受付時間】 平日 8:30~17:15

福岡働き方改革推進支援センター(0800-888-1699) 【受付時間】 平日 9:00~17:00



業務改善助成金

検索

最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業実施状況

1 働き方改革推進支援センターによる相談支援事業

賃金引上げのための業務改善に関する相談支援を行うとともに、生活衛生関係営業等の収益力向上・生産性向上に向けた支援事業等を紹介するため、関係機関が開催するセミナーや出張相談会等に講師を派遣する事業

○ 相談件数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (令和6年12月まで)
相談件数 (件)	1,500	3,001	2,748	2,832	2,004

() 出張による相談件数を含む

福岡働き方改革推進支援センター

福岡市博多区博多駅南1丁目7-14 BOIS 博多ビル305

2 業務改善助成金事業

設備投資などを行って生産性を高め、事業場内の最低賃金を一定額引き上げた場合、その費用の一部を助成する制度

助成金申請、交付決定件数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (令和6年12月まで)
申請件数 (件)	36	258	328	987	896
交付決定件数 (件)	36	196	220	539	685
交付決定金額 (千円)	27,928	153,383	182,462	665,246	382,580 令和6年9月末現在

3 キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、処遇改善の取組を実施した事業場に対して助成する制度

○ 賃金規定等を3%以上増額改定させた場合(令和4年12月1日までは、2%以上)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (令和6年12月まで)
賃金規定等 計画認定件数 (件)	320	315	330	489	492

事業主、
労務担当者様

ぜひ

秘密
厳守

相談・
専門家派遣
無料

専門家に相談 ください!

(社会保険労務士等)

☑ 取組みはお済みですか？

- 同一労働同一賃金
- 残業60時間超の賃金引き上げ
- 育児・介護休業法改正
- パワーハラスメント防止措置
- 時間外労働の上限規制
- 年5日の年次有給休暇の確実な取得



ご都合に合わせた
相談方法が選べる!

「福岡働き方改革推進支援センター」では、働き方改革関連法の内容にとどまらず、令和3年6月に改正された育児・介護休業法、男性の育児休業取得促進、仕事と育児や介護の両立支援、不妊治療と仕事との両立、職場におけるハラスメント防止措置、良質なテレワーク、多様な正社員制度、兼業・副業など多様な働き方の実現に向け、働き方改革を進める魅力ある企業に人材が集まるように支援を行います。

相談方法

- ① 訪問コンサルティング
- ② オンラインコンサルティング
- ③ 電話・メール・来所

オンラインでの
ご相談にも対応可能



福岡働き方改革推進支援センター

TEL 0800-888-1699

受付時間 平日9:00~17:00

住所 〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1丁目7-14 ボイス博多305

MAIL hk40@mb.langate.co.jp FAX 092-433-1277

X @40_hatarakikata

URL <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/fukuoka/>

相談・セミナー情報詳細は、
ホームページをご覧ください。

働き方改革 福岡

検索



訪問コンサルティング・セミナー開催申込書

福岡働き方改革推進支援センター 宛

FAX : 092-433-1277

事業場名 ・団体名			
ご担当者 氏名			
所在地	〒 -		
連絡先	電話		FAX
	E-MAIL		
訪問・ セミナー 開催 希望日	・ 令和 年 月 日 () セミナー ・ 訪問 ・ 令和 年 月 日 () セミナー ・ 訪問 ・ 令和 年 月 日 () セミナー ・ 訪問 <input type="checkbox"/> オンライン希望 ※ 後日、日程調整のお電話を差し上げます。		
相談内容・ セミナー テーマ ✓をお付け 下さい	<input type="checkbox"/> 残業時間の上限規制 <input type="checkbox"/> 人手不足 <input type="checkbox"/> 各種助成金の申請・活用 <input type="checkbox"/> 最低賃金制度 <input type="checkbox"/> 36 協定 <input type="checkbox"/> 無期転換制度 <input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金 (非正規労働者待遇改善) <input type="checkbox"/> 生産性向上への対応 <input type="checkbox"/> 就業規則・賃金規定等の見直し <input type="checkbox"/> 賃金制度全般 <input type="checkbox"/> テレワーク <input type="checkbox"/> 職務分析・職務評価 <input type="checkbox"/> 育児・介護制度の整備 <input type="checkbox"/> 高度プロフェッショナル制度 <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得義務付け <input type="checkbox"/> パワハラ防止 (ハラスメント全般) <input type="checkbox"/> その他 【 】		

【個人情報の取り扱いについて】

- 本申込書にご記入いただいた個人情報 (以下「個人情報」) を取得する事業者：ランゲート株式会社 (以下「当社」)
- 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先：
情報通信部 PMR 担当 E-MAIL : privacy@mb.langate.co.jp
- 取得した個人情報は、「令和 6 年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」(以下「本事業」) の相談支援のためのみに利用します。
- 当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、当社が定める個人情報保護の水準を満たした委託者 (中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 専門家) に、個人情報を委託することがあります。
- 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である福岡労働局に、個人情報を書面にて提供することがあります。

※ 上記内容について 同意する (チェックしてください)

令和6年度業務改善助成金のご案内

申請期限：令和7年1月31日
(事業完了期限：令和7年2月28日)

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

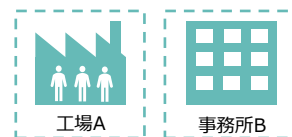
計画の承認と実施

業務改善助成金を支給
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

○事業場内最低賃金が898円
→助成率9/10

○8人の労働者を988円まで引上げ（90円コース）
→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

540万円
(=600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円
(=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！ **31**

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

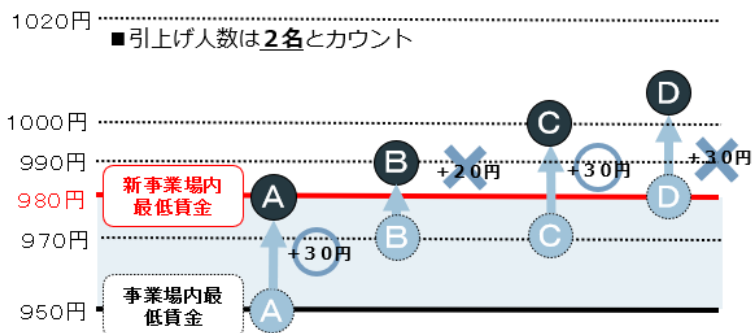
※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金950円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方のた事例を集めた冊子を作成しております。

業務改善助成金の申請に際して、参考としていた



PDF 生産性向上のヒント集 (令和5年3月作成) [PDF形式: 5,196KB] [5.1MB]



PDF 生産性向上のヒント集 (令和4年3月作成) [PDF形式: 312KB] [7.0MB]



事例2 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

企業概要 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

課題と対応 アルバイトの急な欠勤があったり、奥行きのある動線を一度に2食(両手)分の配膳しかできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができないうが検討した。

実施概要 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を増やすことなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を平準化したい(社長)

<導入前>



配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が5人から4人に軽減

<導入後>



さらなる工夫
セルフオーダーシステムや自動洗米・炊飯・飯盛機を導入している。

実施結果 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人でできるようになった。また、その分、顧客が目行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

成果 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を60円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

生産性向上のヒント集 検索

事例7 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

企業概要 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

課題と対応 車椅子利用者の送迎時は2名で行き介助はすべて人力で行わなければならない。また、洗濯機には乾燥機能が無いため干し取り込みの手間と時間がかり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

実施概要 送迎時の介助、洗濯物干しや取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい(役員)

<導入前>



車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

<導入後>



実施結果 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

成果 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案

賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 令和6年度より、複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められなくなりましたので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(1,000円→1,050円)が発効される場合

発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を完了(※)

対象!

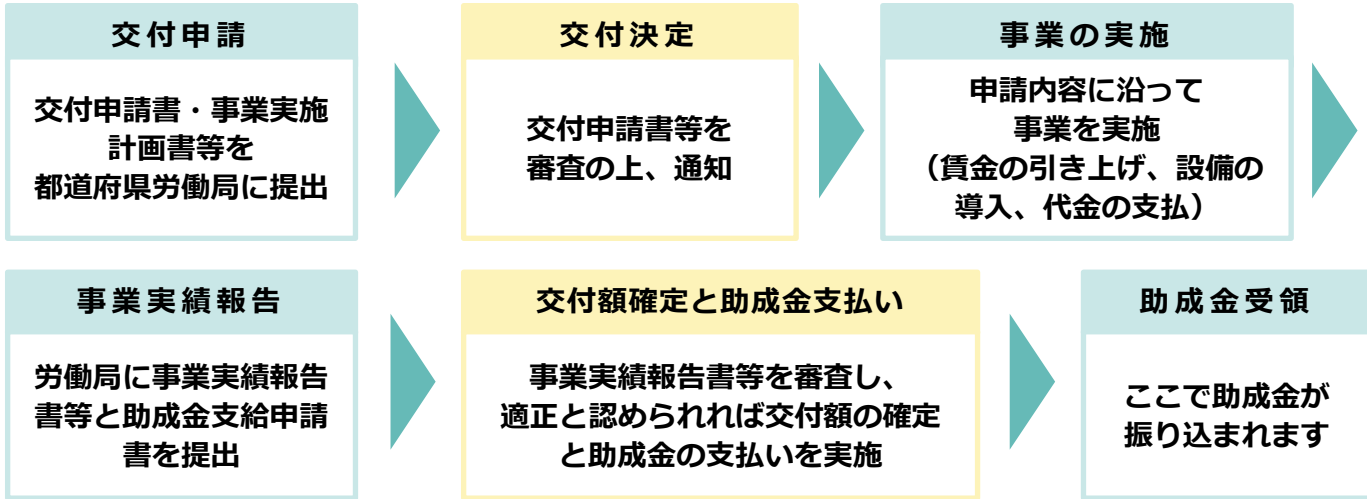
発効日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を実施

対象外

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



令和5年度からの主な変更点

- 生産量要件や関連する経費が終了しました。
- 事業完了期限が、2025（令和7）年2月28日※になりました。
※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025（令和7）年3月31日とできる場合がございます。
- 令和6年度から同一事業場の申請は年度内1回までとなりました。

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

キャリアアップ助成金のご案内 (令和6年度版)

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」といいます。）といった、**非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

	助成内容	助成額			
			中小企業の場合	大企業の場合	
正社員化支援	正社員化コース 有期雇用労働者等を 正社員化(※) した場合（1人当たり） ※ 正規雇用労働者等へ転換または派遣労働者を正規雇用労働者等として直接雇用すること。 正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）」を含みます。	①有期 → 正規	80万円	60万円	
		②無期 → 正規	40万円	30万円	
		※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者で直接雇用する場合に加算 1人当たり28.5万円（大企業も同額） ※ 対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合に加算 ①：1人当たり9.5万円 ②：4.75万円（大企業も同額） ※ 人材開発支援助成金の訓練修了後に正社員化した場合に加算（自発的職業能力開発訓練または定額制訓練 以外 の訓練修了後） ①：1人当たり9.5万円 ②：4.75万円（大企業も同額） （自発的職業能力開発訓練または定額制訓練修了後） ①：1人当たり11万円 ②：5.5万円（大企業も同額） ※ 正社員転換等制度を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算 1事業所当たり20万円（大企業の場合、15万円） ※ 多様な正社員制度(注)を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算（注：勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上） 1事業所当たり40万円（大企業の場合、30万円）			
	障害者正社員化コース 障害のある有期雇用労働者等を 正規雇用労働者等に転換 した場合（1人当たり） ※ 正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）」を含みます。	① 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の場合			
		有期 → 正規	120万円	90万円	
		有期 → 無期	60万円	45万円	
		無期 → 正規	60万円	45万円	
		② 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者 以外 の場合			
		有期 → 正規	90万円	67.5万円	
	有期 → 無期	45万円	33万円		
無期 → 正規	45万円	33万円			
※ 助成額が支給対象期間における対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。					
処遇改善支援	賃金規定等改定コース 有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を 3%以上増額改定 し、その規定を適用させた場合（1人当たり）	3%以上5%未満	5万円	3.3万円	
		5%以上	6.5万円	4.3万円	
	※ 「職務評価」の手法の活用により増額改定を実施した場合に加算 1事業所当たり20万円（大企業の場合、15万円）				
	賃金規定等共通化コース 有期雇用労働者等と 正規雇用労働者との共通の賃金規定等 を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり	60万円	45万円	
	賞与・退職金制度導入コース 有期雇用労働者等を対象に 賞与・退職金制度を導入 し、支給または積立を実施した場合	1事業所当たり	40万円	30万円	
	※ 同時に導入した場合に加算 16.8万円（大企業の場合、12.6万円）				
	社会保険適用時処遇改善コース 短時間労働者に以下のいずれかの取組を行った場合（1人当たり） ①新たに社会保険の被保険者となった際に、 手当支給・賃上げ・労働時間延長 を行った場合 ② 労働時間を延長して新たに社会保険の被保険者 とした場合	手当等支給メニュー	50万円	37.5万円	
		併用メニュー	50万円	37.5万円	
労働時間延長メニュー		30万円	22.5万円		

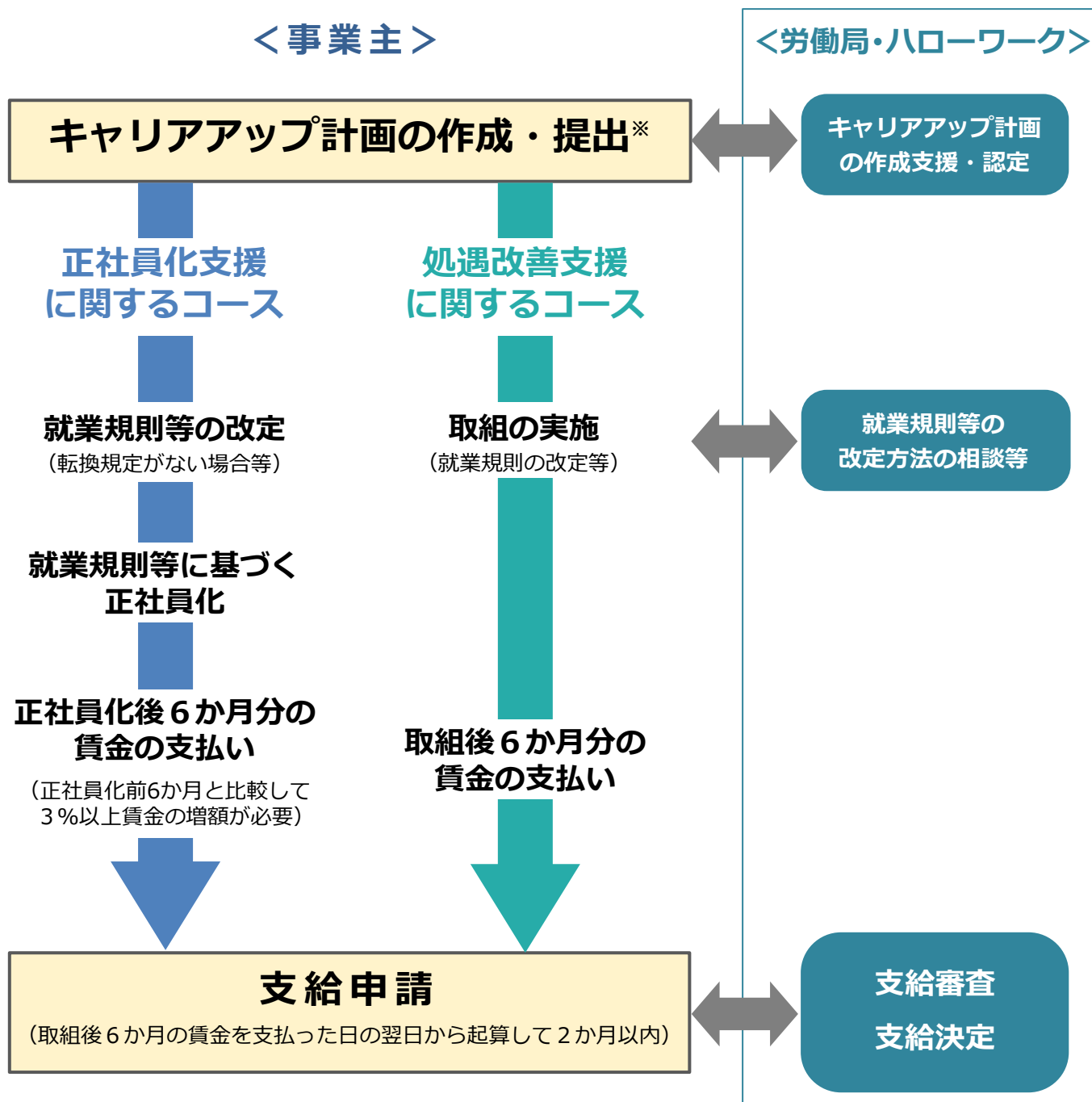
※ 短時間労働者労働時間延長コースは令和6年3月31日を以て廃止し、当該日に行った取組まで助成を受けられます。

◆ 支給要件の詳細や助成上限（人数・回数等）については、裏面ご案内のホームページよりご確認ください。

◆ 正社員化コース、障害者正社員化コース、社会保険適用時処遇改善コースは、各支給対象期の取組を講じた場合の合計額です。

キャリアアップ助成金の申請までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用にあたっては、
各コースの実施日の**前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要**です。



※ 計画の提出（支給申請）は、窓口への持参、郵送、電子申請によって行うことができます。

- ◆ 詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。
- ◆ パンフレット、申請様式、Q&Aは厚生労働省ホームページに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

キャリアアップ助成金

検索



福岡県特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数（推計値）

産 業		平成30年 12月1日	令和元年 12月1日	令和2年 12月1日	令和3年 12月1日	令和4年 12月1日	令和5年 12月1日	令和6年 12月1日
製鉄業、製鋼・製鋼圧 延業、鋼材製造業	適用 使用者数	47	43	42	43	43	34	35
	適用 労働者数	7,200	7,000	6,900	6,970	6,970	6,290	5,890
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具 製造業	適用 使用者数	612	624	617	618	622	475	537
	適用 労働者数	21,200	21,300	20,600	21,520	22,080	17,770	19,450
輸送用機械器具 製造業	適用 使用者数	244	254	256	257	259	225	262
	適用 労働者数	22,200	23,000	22,900	22,800	22,490	26,860	28,890
百貨店、総合スーパー マーケット	適用 使用者数	92	91	92	91	91	73	56
	適用 労働者数	15,200	15,400	16,000	15,120	15,000	13,200	11,870
自動車（新車）小売業	適用 使用者数	799	808	806	803	804	683	648
	適用 労働者数	9,500	9,600	9,600	9,550	9,560	9,780	10,340

(注) 適用労働者数は、1の位を四捨五入している。

令和6年度福岡地方最低賃金審議会開催日程表(実績)

6月10日	月	第1回運営小委員会(10:00~)	本館8階共用第7会議室
5	5		
6月25日	火	中賃諮問	
5	5		
7月5日	金	【第1回公益会議(10:00~)】 【第1回本審(10:30~)】県最賃諮問	本館5階共用第2会議室 本館5階共用第4会議室
7月6日	土		
7月7日	日		
7月8日	月		
7月9日	火		
7月10日	水		
7月11日	木		
7月12日	金		
7月13日	土		
7月14日	日		
7月15日	月		
7月16日	火		
7月17日	水		
7月18日	木		
7月19日	金		
7月20日	土		
7月21日	日		
7月22日	月		
7月23日	火	【第2回本審(13:00~)】県最賃関係労使意見聴取	新館3階労働大会議室
7月24日	水		
7月25日	木	中賃答申	
7月26日	金		
7月27日	土		
7月28日	日		
7月29日	月	【第3回本審(10:00~)】特賃改正必要性諮問 【第1回専門部会(13:00~)】	本館8階 共用第7会議室 本館8階 共用第7会議室
7月30日	火		
7月31日	水	【第2回専門部会(10:00~)】	本館8階共用第7会議室
8月1日	木		
8月2日	金		
8月3日	土		
8月4日	日		
8月5日	月	【第3回専門部会(10:00~)】	本館8階共用第7会議室
8月6日	火		
8月7日	水		
8月8日	木	【第4回専門部会(10:00~)】 【第5回専門部会(10:00~)】県最賃結審 【第4回本審(10:15~)】県最賃答申	本館8階共用第7会議室 新館3階共用大会議室C 新館3階共用大会議室C
8月9日	金		
5	5		
8月21日	水	【第5回本審(13:00~)】特賃関係労使意見聴取・特賃改正必要性答申・特賃改正諮問	本館8階共用第7会議室
8月22日	木		
8月23日	金		
8月24日	土		
8月25日	日		
8月26日	月		
8月27日	火	【第6回本審(10:00~)】異議審(諮問・答申)発効日10/5	本館8階共用第7会議室
5	5		
9月13日	金	【第2回特賃公益会議(12:30~)】 【特賃合同会議(13:00~)】電機、百貨店	新館4階労働大会議室 新館3階共用ABC会議室
9月14日	土		
9月15日	日		
9月16日	月		
9月17日	火	【第3回特賃公益会議(9:30~)】 【特賃合同会議(10:00~)】鉄鋼、自動車小売	新館4階労働大会議室 新館3階共用ABC会議室
9月18日	水		
9月19日	木		
9月20日	金	【百貨店(9:30~)】 【自動車小売(15:00~)】	新館4階労働大会議室 本館8階共用第7会議室
9月21日	土		
9月22日	日		
9月23日	月		
9月24日	火	【第4回特賃公益会議(9:30~)】 【輸送(10:00~)】	新館4階労働大会議室 新館4階労働大会議室
9月25日	水	【電機(10:00~)】 【自動車小売(15:00~)】	本館8階共用第7会議室 本館8階共用第7会議室
9月26日	木	【輸送(10:00~)】 【百貨店(10:00~)】	本館8階共用第7会議室 本館5階共用第4会議室
9月27日	金	【自動車小売(13:00~)】結審・答申(発効日12/10) 【鉄鋼(15:00~)】	新館3階 大会議室C 本館8階共用第7会議室
9月28日	土		
9月29日	日		
9月30日	月	【輸送(10:00~)】	新館4階労働大会議室
10月1日	火	【鉄鋼(14:00~)】結審・答申(発効日12/10) 【百貨店(10:00~)】結審・答申(発効日12/10)	本館8階共用第7会議室 本館8階共用第7会議室
10月2日	水		
10月3日	木	【電機(15:00~)】	新館4階労働大会議室
10月4日	金		
10月5日	土		
10月6日	日		
10月7日	月	【電機(10:00~)】結審・答申(発効日12/10)	新館4階労働大会議室
10月8日	火	【輸送(13:00~)】結審・答申(発効日12/10)	新館4階労働大会議室
5	5		
3月12日	水	【第7回本審(15:00~)】	本館5階共用第4会議室
3月14日	木		
3月15日	金		
3月16日	土		

令和7年 2月21日

福岡労働局
局長 千葉 登志雄 殿

日本基幹産業労働組
福岡県本部

委員長 増田 隆 男

令和7年度福岡県「特定最低賃金」の改正意向表明について

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の金額改正の意向表明を行います。

金額改正を申し出る理由は、産業別の一般労働者の賃金水準と、最低賃金の差が大きいこと。2025年春季生活闘争で一般労働者の賃金改正が行われる動きにあることです。

なお、改正に伴う必要書類は、本年6月末日までに提出の予定であります。

以上



令和7年 2月 3日

福岡労働局
局長 千葉 登志雄 殿

全日本電機・電子・情報関連産業労働
福岡地方協議会

議長 柏崎 泰宏

令和7年度福岡県「特定最低賃金」の改正意向表明について

福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の金額改正の意向表明を行います。

金額改正を申し出る理由は、特定最低賃金の引上げが電機産業に働くすべての労働者、特に非正規労働者を含む中小・零細企業で働く未組織労働者の賃金の底支えに大きな役割を果たすとともに、中・長期的に電機産業の発展と雇用安定に大きく寄与すると考えるためです。

また、産業別の一般労働者の賃金水準と、最低賃金の差が大きいこと、2025年春季生活闘争で一般労働者の賃金改正が行われる動きにあることです。

なお、改正に伴う必要書類は、本年6月末日までに提出の予定であります。



以上

令和7年 1月 20日

福岡労働局
局長 千葉 登志雄 殿

全日本自動車産業労働組合総連合会
福岡地方協議会

議長 中野 敬介

令和7年度福岡県「特定最低賃金」の改正意向表明について

福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金の金額改正の意向表明を行います。

金額改正を申し出る理由は、産業別の一般労働者の賃金水準と、最低賃金の差が大ききこと、2025年春季生活闘争で一般労働者の賃金改正が行われる動きにあることです。

なお、改正に伴う必要書類は、本年6月末日までに提出の予定であります。

以上



令和7年 2月 10日

福岡労働局
局長 千葉 登志雄 殿

全国繊維化学食品一般労働組合同盟
福岡県支部

支部長 西 央

令和7年度福岡県「特定最低賃金」の改正意向表明について

福岡県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金の金額改正の意向表明を行います。
金額改正を申し出る理由は、産業別の一般労働者の賃金水準と、最低賃金の差が大き
きこと、2025年春季生活闘争で一般労働者の賃金改正が行われる動きにあるこ
とです。

なお、改正に伴う必要書類は、本年6月末日までに提出の予定であります。

以上



令和7年 2月17日

福岡労働局
局長 千葉 登志雄 殿

ホンダ販売労働組合
ホンダモビリティ九州支部
支部執行委員長 吉武 和也

令和7年度福岡県「特定最低賃金」の改正意向表明について

福岡県自動車（新車）小売業最低賃金の金額改正の意向表明を行います。

金額改正を申し出る理由は、産業別の一般労働者の賃金水準と、最低賃金の差が大きいため、2025年春季生活闘争で一般労働者の賃金改正が行われる動きにあることとです。

なお、改正に伴う必要書類は、本年6月末日までに提出の予定であります。

以上



